

第2回『警察官のためのなんでも電話相談』（2006.10）

主催：明るい警察を実現する全国ネットワーク

- ・〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地
- ・四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所
- ・明るい警察を実現する全国ネットワーク
- ・事務局長 弁護士 清水 勉
- ・電話 03（3353）3399 FAX 03（5363）9856

1. 目的

「明るい警察を実現する全国ネットワーク」は、現場の警察官のための職場環境の改善を目的とする、現場の警察官のための市民団体です。

今年5月に第1回『電話相談』を実施しました。26件の電話相談があり、半数は警察官やその家族からのものでした（詳細別紙）。そこで痛感したのは、現場の警察官やその家族には自分たちの悩みを安心して相談できる“場”がないということです。今年7月から懲戒免職事件について人事委員会の審査請求を新たに手がけています。

警察の組織・捜査の失態が頻繁に報道される一方で、現場の警察官には不当な懲戒免職、退職強要、残業手当の不支給、ノルマの強要など、過酷過ぎる現実があります。警察ネットでは、この過酷過ぎる現実について現場の警察官やその家族の相談に乗ります。どうぞ、お電話ください。

2. 相談対象者

現職警察官、退職警察官、及びその家族のみとします。

これら以外の方の相談は原則として受け付けません。担当者が上記相談対象者にとって有益と判断した場合（例えば、不当な職務質問や任意捜査での指紋採取の強要などはノルマ問題に関連しています。）には、相談に応じることがあります。

3. 相談担当者

主に警察ネット会員弁護士及び協力弁護士が相談を担当します。

面接相談が必要な案件については、電話相談日以外に各地の担当者が随時対応します。

4. 実施日と実施担当

2006年10月22日（日） ※時間帯は地域によって異なります。

- ・仙 台：午前10時～午後4時半 050-5507-4010（特設）
- ・群 馬：午後 1時～午後3時 027-210-7770
- ・ 午後 3時～午後5時 027-267-8910
- ・東 京：午前10時～午後4時半 03-3350-2855（特設）
- ・名古屋：午後 1時～午後4時半 052-953-7808（特設）
- ・大 阪：午前10時～午後4時半 06-6364-5411
- ・福 岡：午後 1時～午後4時 092-720-7889
- ・※北海道（札幌）（011-281-3343）は通常の業務時間帯に随時対応します。

5. 集約と公表

全体の集約は東京の事務局で行います。

集計結果はマスコミに公表しますが、相談者の個人名は公表しません。具体的な相談内容は相談者の同意がないかぎり公表しません。

以下、過去の相談結果

第1回・警察官のためのなんでも電話相談〔結果〕

■主催

明るい警察を実現する全国ネットワーク

■期間：2006年5月20日、21日、27日、28日

実施場所：9箇所（札幌、仙台、前橋、東京、横浜、名古屋、大阪、松山、福岡）

■相談件数：

26

■【相談者内訳】

現職・OB警察官とその家族：13 それ以外：13

■【相談内容】 警察関連：16 それ以外：10

※ 時間外手当の不支給とノルマ強制、 Winny 対策問題、 裏金問題 職務質問、
指紋・顔写真の強制

■＊解説＊

初回でマスコミ等による事前告知が十分に行き渡らなかったこともあって、相談件数0というところもありましたが、全体では26件ありました。今回の相談の趣旨に沿う相談件数は16件で、分類すると上記の5つになります。

このうち、 は現職・OB警察官からのもので、 は一般市民からです。 のうち、とくに が多く、 は依然として現場の状況は変わっていないことを示していると思われます。

は最近広く報道された愛媛県警における Winny 捜査情報漏えい事件をきっかけにして、警察庁が全国の警察組織に一斉に私用パソコンの使用の禁止、念書の提出をしたことで、現場が困惑しているというものです。 は1件だけでしたが、裏金問題は全国に波及する問題ですので、注視する必要があります。

は と連動している問題です。現場の警察官にとっても不本意な仕事ですので、外から改善を求めることは現場の警察官にとってマイナスにはならないはずです。

これらの相談内容に対して、具体的な解決策を提案実践してゆくことが、現場の警察官の応援になるはずですし、そうすることによって、次回以降の「なんでも電話相談」への反響も大きくなるものと思います。

以下、『警察官のためのなんでも電話相談』趣旨です。

『警察官のためのなんでも電話相談』（2006.05）

1. 目 的

「明るい警察を実現する全国ネットワーク」（「警察ネット」）では、これまで警察官やその家族の様々な悩みについて個別相談に乗り、必要に応じて訴訟代理人として訴訟を起こすこともしてきました。裁判は、現在、前橋地方裁判所（群馬県）、松山地方裁判所（愛媛県）、高松高等裁判所（香川県）で手がけています。

活動を始めてみて実感するのは、現場の警察官やその家族には、自分たちの悩みを安心して相談できる“場”がどこにもないということです。悩み事の相談ができないということは、職場での人間関係を悪化させるだけでなく、警察官の家族関係もよい状態ではなくなります。それでは、現場の警察官は地域住民のために精力的に仕事に取り組むことができません。

そこで、今回、警察ネットでは、第1回全国一斉『警察官のためのなんでも電話相談』を開設し、現場の警察官やその家族の悩みの相談に乗ることにしました。

2. 相談対象者

現職警察官、退職警察官、及びその家族のみとします。

これ以外の方の相談は原則として受け付けません。但し、担当者が上記相談対象者にとって有益と判断した場合には、相談に応じることがあります。

3. 相談担当者

主に警察ネット会員弁護士及び協力弁護士とします。

面接相談が必要な案件については、電話相談日以外に各地の担当者が随時対応します。

4. 相談方法について

■ (1) 電話をかける

相談希望者は、後記日程の時間帯に所定の電話番号に電話をしてください。電話は、ご自身の都合で、どこにかけていただいても構いません。

■ (2) 自分の氏名の名乗り

電話での名乗りは実名でも匿名でも構いません。（継続相談が必要になる方は、相談担当者が同一性を確認する都合上、2回目以降の相談以来のときに同じ氏名を使用してください。）

■ (3) 匿名性の確保

電話での相談では、関係者の氏名や地名など相談者の特定に繋がるような実名を控えてください。相談担当者の側から積極的に実名を求めることはしません。

■ (4) 相談時間の長さ

相談電話が集中した場合には、十分な時間をとっての電話相談にならないことがあるかもしれ

ませんが、そのときにはご容赦ください。

■ (5) 相談の継続

電話相談では十分に相談に応じきれない場合には、他日、電話又は面接による相談に応じます。その場合には、どの地域の相談担当者を希望するかをご指定ください。ご指定がない場合には、住所地に近い相談担当者が対応することになります。

5. 地域と日時と電話番号

- ・ 東京：5月20日（土）、21日（日）午前10時～午後4時 03-3350-2855（特設）
- ・ 福岡：5月20日（土）午前10時～午後4時 092-738-7604（特設）
- ・ 大阪：5月21日（日）午前10時～午後4時 06-6364-5411
- ・ 仙台：5月21日（日）午前10時～午後4時 022-221-8702（特設）
- ・ 横浜：5月27日（土）午後1時～午後4時 045-663-5689（特設）
- ・ 名古屋：5月27日（土）午後1時～午後4時 052-953-7820（特設）
- ・ 愛媛：5月27日（土）午後1時～午後4時 089-947-5955
- ・ 群馬：5月27日（土）午後2時～午後5時 027-210-7770
- ・ 群馬：5月28日（日）午後2時～午後5時 027-267-8910
- ・ 札幌：5月28日（日）午後0時～午後4時 011-219-2387（特設）

6. 相談結果の公表

5月28日以降、相談の集計結果をマスコミに公表する予定ですが、その際には相談者の個人名その他相談者が特定できるような内容は公表しません。